

愛知県介護サービス確保対策事業費補助金 補助対象者・対象経費早見表

事業名称		対象事業所	対象経費等	通所系	短期入所系	訪問系	施設系
緊急包括支援金 対象期間(令和2年4月1日～申請時点まで)	介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業	令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等	介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援(かかり増し経費)	○	○	○	○
	介護サービス再開に向けた支援事業	令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者へ再開支援を行ったサービス事業所(施設系サービスは対象外)	利用者への利用再開支援を行った場合に必要となった費用	○	○	○	
		令和2年4月1日以降、感染防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所(施設系サービスは対象外)	3つの密を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する費用	○	○	○	
サービス継続支援事業 対象期間(令和2年1月15日～申請時点まで)	介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業	以下のいずれかに該当する事業所 ①愛知県から休業要請を受けた通所系サービス、短期入所系サービス	介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用	○	○	○	○
		②利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等(職員に濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む)	人数制限して行うサービス実施に係る費用	○			
		③濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等	事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用	○	○		
		④上記①～③以外の通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスの提供をした事業所	訪問サービス実施に係る費用	○			
	介護サービス事業所等との連携支援事業	左記の①又は②の介護サービス事業所・介護施設等もしくは感染症拡大防止の観点から自主的に休業した介護サービス事業所の利用者の受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った事業所・施設	利用者の受け入れに係る連絡調整費用、職員確保費用	○	○	○	○
			職員の応援派遣に係る費用	○	○	○	○

事業名称		対象経費等	対象経費の例
緊急包括支援金 対象期間(令和2年4月1日～申請時点まで)	介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業	介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援(かかり増し経費)	衛生用品等感染症対策に要する物品の購入費、外部専門家による研修実施に要する費用、(研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等、多機能型簡易居室の設置費用等、感染防止のための面会室の改修費、消毒費用・清掃費用、感染防止のための増員のため発生する追加的人件費、感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料、自動車・自転車の購入費用又はリース費用、タブレット等ICT機器等の購入費又はリース費(通信費用除く)、普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料等や職員の交通費及び利用者の送迎費用
	介護サービス再開に向けた支援事業	利用者への利用再開支援を行った場合に必要となった費用	利用再開支援を行った利用者1人について国の要綱で定める単価を支給(例 通所介護において、電話で支援を行った場合1500円、訪問して支援を行った場合3000円)
		3つの密を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する費用	長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、タブレット等のICT機器(通信費用を除く)等の購入費用等
サービス継続支援事業 対象期間(令和2年1月15日～申請時点まで)	介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業	介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用	事業所・施設等の消毒・清掃費用、マスク、手袋、体温計等の衛生用品等の購入費用、事業継続に必要な人員確保のための、職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険への加入費用等、連携先事業所・施設等への利用者の引き継ぎの際に生じる、介護報酬上では評価されない費用、送迎を少人数で実施する場合に必要なとなる車の購入またはリース費用等
		人数制限して行うサービス実施に係る費用	通所しない利用者宅を訪問して安否確認を行うために必要な車や自動車の購入またはリース費用等、通所しない利用者の安否確認を行うための利用者用タブレット等のICT機器のリース費用等
		事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用	サービス提供場所の賃料、物品の使用料等、職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
		訪問サービス実施に係る費用	訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金、訪問サービス実施に必要な車や自転車の購入またはリース費用等、訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用、マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
	介護サービス事業所等との連携支援事業	利用者の受け入れに係る連絡調整費用、職員確保費用	追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等利用者引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用
		職員の応援派遣に係る費用	職員を派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等)